

福崎町手話言語条例の制定について（概要資料）

福崎町 福祉課 令和6年7月

【手話言語条例制定までの経緯】

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されました。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に施行された「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意志疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけています。

福崎町では、令和5年4月28日に福崎町・関西福祉大学・一般社団法人ART FUNKの3者による「共生のまちづくりに係る連携協定」が締結され、共生のまちづくりに向けた取り組み体制が強化されました。

また、この連携事業の一環として、令和5年9月23日には、全国手話ダンス甲子園決勝大会を福崎町で開催し、手話を活用した新たな文化形成のため、全国に先駆けて取り組みました。

令和5年5月7日に神崎ろうあ協会が設立され、本町において、手話を言語として保障し、町民や企業等が連携して広く社会へ啓発する基盤が整いつつあります。

よって、手話言語条例を本町において定め、町民生活におけるコミュニケーションツールとして手話を発展させることで、すべての町民が安全・安心に暮らすことができる町を目指し、福崎町手話言語条例の制定を提案いたします。

① 基本理念

基本理念を定めるにあたり、神崎ろうあ協会、身体障害者福祉会、手話サークル福崎みんなの手の皆様からのヒアリング情報及び、手話言語条例を制定している近隣自治体からのヒアリング等を基に、基本理念を定めました。

～言語権の保障～

手話で日常生活が送れる

～言語性の保障～

手話は言語だと広く社会に浸透する

ろう者（手話を母語とする者、以下ろう者）にとって、言語である手話の保障（手話で日常生活が送れる）はもちろん、手話はろう者とコミュニケーションを図る為に、聞こえる人にとっても必要な言語であるという認識（手話は言語だという社会への浸透）が重要になります。そして、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を理解し、尊重し合いながらすべての町民が共生できる地域社会の実現を目指し、手話の普及や啓発を通じて、手話文化を形成し、すべての町民が安全・安心に暮らすことができる施策展開を図ります。

② 3つの基本方針

（1）手話によるコミュニケーションサポート

ろう者の生活やニーズを踏まえながら、手話通訳者派遣などの意思疎通支援体制の整備、手話通訳者の配置等により、ろう者のコミュニケーションをサポートし、社会参画しやすい環境整備を推進します。

（2）手話通訳者の確保及び養成

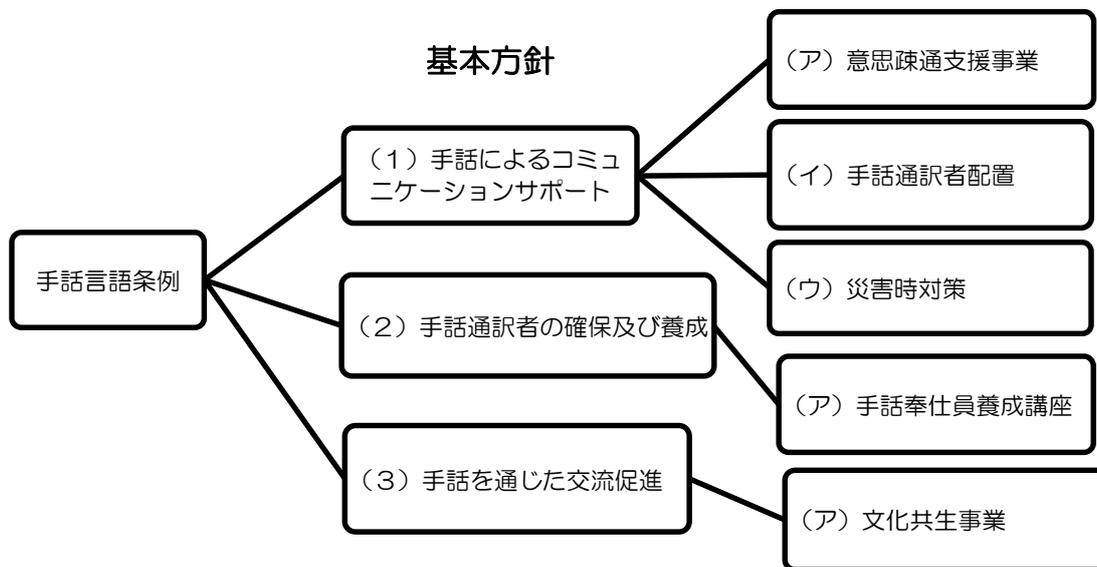
手話通訳者、手話学習指導者の養成に努め、手話言語を学びたい方が学び、必要な技術を取得できる環境の整備を推進します。

（3）手話を通じた交流促進

手話の理解を進め、広めるために、横軸をつなぐ特性のある芸術文化等を通じて、教育や地域産業、様々な住民の社会参画を進め互助や共助のための人材育成を図ります。そして、手話文化の形成を目指します。

③ 3つの基本方針に対する施策及び事業

施策



基本方針	施策	事業
(1) 手話によるコミュニケーションサポート	(ア) 意思疎通支援事業の整備	(拡大) 意思疎通支援事業の適切な運用の見直しを行います
	(イ) 手話通訳者の配置	(新規) 設置手話通訳者の配置について協議を開始します
		(拡大) 町主催行事に係る手話通訳者配置基準を整理します
	(ウ) 災害時対策整備	(継続) NET119登録会を開催します (新規) 災害時の対策について協議を開始します
(2) 手話通訳者の確保及び養成	(ア) 手話奉仕員養成	(継続) 手話奉仕員養成講座等を開催します
(3) 手話を通じた交流事業	(ア) 文化共生事業	(継続) 福祉教育推進校指定事業を実施します。(手話教室)
		(新規) 手話講座を開催します
		(新規) 学生手話ボランティア観光ガイドを検討します
		(継続) 全国手話ダンス甲子園に関する事業の支援をします
その他		(新規) チラシを作成します (新規) 図書館に特設コーナー開設します (継続) 手話言語国際デー文珠荘ブルーライトアップします (継続) 耳の健康予防に関する取り組みを継続・発展します (継続) 聴覚障害者等情報伝達送信事業を継続します